

「(仮称)世田谷区児童養護施設退所者等奨学基金条例」の創設について(素案)

(付議の要旨)

児童養護施設を退所した子ども等が大学等に進学するための資金に充てる給付型奨学金事業の実施に向け、同事業を社会全体で支える仕組みとするため、新たな基金を創設する。

1. 主旨

社会的養護が必要な子どもとして児童相談所の措置により入所していた施設を退所した子ども等が大学等に進学・通学する資金の一部を給付することを通じて、学業と生活を両立しながら社会的自立を図っていく過程を支援することを目的として、児童養護施設退所者等給付型奨学金事業を実施する。

事業実施にあたり、社会的養護が必要な子どもが夢と希望を持って、未来を切り開くための支援を社会全体で支えるため、広く区民・事業者等より寄附を募り奨学金の原資とすることを目的として、(仮称)世田谷区児童養護施設退所者等奨学基金を創設する。

2. 給付型奨学金事業の方向性について

(1) 給付対象者の考え方

子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることがないように、子どもの貧困対策に総合的に取り組むことが重要である。なかでも、社会的養護が必要な子どもは、虐待を受けた過去を持つことなどから、心に大きな喪失感を抱えたまま、親の支援を受けられずに、施設を退所した直後から一人で自立することを余儀なくされることから、貧困という経済的状況に加えて、置かれている環境において、最も困難な状況にある子どもといえる。

また、既存の他の奨学金制度は、参考資料のとおりであるが、現状の制度では、退所者等の子どもが未来に夢と希望を持って進学をするという選択ができていないことが、大学等の進学率が22.6%と極めて低い数値であることから明らかであり、その選択を後押しする支援が不可欠である。

これら貧困という経済的状況及び置かれている環境面による困難な状況、既存制度の不十分さなどを総合的に捉え、退所者等が同じスタートラインに立つための支援が最も重要であると判断し、本事業の対象者とする。

参考)平成25年3月高校卒業後の進路(全国比較)

		進学	就職	その他
高校卒業後	児童養護施設等	22.6%	69.8%	7.6%
	全高卒者	76.8%	16.9%	6.3%
	ひとり親家庭	41.6%	33.0%	25.4%
	生活保護世帯	32.9%	46.1%	21.0%

(2) 給付対象者

社会的養護が必要な子どもとして児童相談所の措置により入所していた施設や里親等を措置解除された子ども等のうち、今後も親族等からの経済的支援を受けることができない者。

児童福祉法（以下「法」という）第41条に規定する区内の児童養護施設退所者

（対象となる児童養護施設は、区内2施設）

法第44条に規定する区内の児童自立支援施設退所者（区内施設なし）

法第6条の4に規定する里親への委託措置を解除された者（区内在住の里親16名）

法第6条の3第8項に規定する区内で小規模住居型児童養育事業を実施する者への委託措置を解除された者（区内施設なし）

法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を実施する区内の自立援助ホーム退所者（対象となる自立援助ホームは、区内3施設）

(3) 給付対象となる学校

学校教育法に定める大学、短大、高校卒業資格を入学要件とする専修学校・各種学校

(4) 給付額

年額36万円（各学校の定める規定の年数を上限とする）

大学の学費減免や民間の給付型奨学金制度を利用する場合、年間の学費から減免額及び給付額を差し引いた額と36万円の額の小さい額を奨学金の額とする。

(5) 給付対象経費

入学金を除く授業料、施設設備費を含む大学在籍期間中に在籍校へ納入する費用

(6) 給付時期

在学年度の4月末に給付

(7) その他

当該退所者等の孤立を防ぎ、相談等ができる関係性の維持を目的として、本人からの支給申請に加え、施設の長または里親等による推薦を申請要件とする。

3. 基金創設に向けた検討状況について

事業実施にあたっては、社会的養護が必要な子どもが夢と希望を持って、未来を切り開き同じスタートラインに立つための支援を社会全体で支える仕組みを構築するため、広く区民・事業者より寄附を募り奨学金の原資とすることを目的として、新たな基金を特定目的積立基金として設置する。

基金の運営については、基本計画や子ども計画で掲げる寄附文化の醸成を図り、寄付金を原資とする持続可能な基金としての仕組み構築を目指す。寄附文化の醸成には一定程度の時間を要する。そのため、当面は一定の残高を確保する必要があることから、その原資や原資の規模などの詳細についてさらなる検討を進め、改めて諮ることとする。

4. 今後のスケジュール

平成27年11月10日 福祉保健常任委員会報告（奨学基金条例の創設について（素案））

11月下旬

～12月上旬 政策決定手続（奨学基金条例の創設及び奨学金事業について）

12月16日 福祉保健常任委員会報告（奨学基金条例の創設について（案））

平成28年2月 福祉保健常任委員会報告（基金条例案）

2月 平成28年第1回区議会定例会に条例案提案

3月 条例公布（中間議決） 条例施行

3月 事業実施